

まるっとポイントサービス利用規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、フェリカポケットマーケティング株式会社（以下、「当社」）が提供するまるっとポイントサービスの利用条件について定めます。
- 2 利用者がまるっとポイントサービスが登録されたカードを利用した場合、本規約を承諾したものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「本カード」とは、イオンリテール株式会社、その他イオン株式会社の関連会社が発行するご当地 WAON カード、仙台市交通局が発行する icsca 等の非接触式 IC カードで、本サービスを利用できるように登録されたものです。
- (2) 「カード発行者」とは、本カードの発行者です。
- (3) 「ポイント」とは、加盟店で本カードを提示して取引等を行う際に、付与、利用される「まるっとポイント」です。
- (4) 「本サービス」とは、ポイントに関して、当社が利用者に提供するサービスです。
- (5) 「利用者」とは、本カードを保有し、本サービスを利用する者です。
- (6) 「加盟店」とは、利用者が、ポイントを獲得し、または、利用できる店舗等です。
- (7) 「対象取引」とは、ポイントの付与・利用の対象となる利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引です。
- (8) 「提携サービス」とは、本カードを利用して、当社以外が提供するサービス、機能です。
- (9) 「WAON」とは、提携サービスの一つで、イオンリテール株式会社（以下、「イオンリテール」）が発行する電子マネーです。
- (10) 「関連事業者」とは、カード発行者、加盟店、その他に本カードを販売する事業者、提携サービス提供者の総称です。
- (11) 「専用端末」とは、本カードに対応した IC カードリーダー/ライター端末です。
- (12) 「記録情報」とは、本カードに記録されたポイントまたは提携サービスに関する情報です。

第3条（ポイント）

- 1 加盟店への来店、対象取引等の際に本カードを提示した場合、次のいずれかまたは両方のポイントが付与されます。なお、事後的なポイントの付与はできません。
 - (1) 対象取引金額 100 円あたり 1 ポイント（付与割合は加盟店が実施するキャンペーン等により変動することがあります。）
 - (2) 来店ポイント、その他加盟店が定める基準によるポイント
- 2 ポイントが付与された対象取引について、商品不良、サービスの不具合により、利用者に代金が返金された場合等、加盟店により、ポイントの付与が取り消される場合があります。
- 3 利用者は、1 ポイントあたり 1 円相当の割合で、対象取引における支払に代えて、付与されたポイントを利用することができます。
- 4 対象取引の範囲、第1項のポイント付与の具体的な条件、対象取引自体の条件は、各加盟店が定めます。
- 5 本サービスの利用終了、その他いかなる理由によっても、付与されたポイントを換金することはできません。

第4条（提携サービス）

- 1 提携サービスは、次のとおりです。
 - (1) WAON

- (2) 仙台市交通局が icasca の保有者に対して提供するサービス
 - (3) その他、カード発行者が本カードへの機能搭載を認めた第三者が提供するサービス等
- 2 本カードに記録される WAON の発行者は、イオンリテールです。本カードに記録される WAON の利用条件は、イオンリテールが「WAON 利用約款」及び「WAON ポイント約款」により定めるとおりです。
 - 3 icasca の利用条件は、仙台市交通局が「仙台市 IC カード乗車券取扱規程」及び関連する規程により定めるとおりです。
 - 4 前項に定める他、提携サービスの利用条件は、提携サービス提供者が定めます。

第5条（記録情報の確認）

- 1 利用者は、加盟店端末での表示、その他、当社が指定する方法により、本カードに記録されたポイント残高を確認することができます。
- 2 利用者は、前項の確認方法に、ID(本カードに記載された番号等を含みます。)、パスワードを用いる場合、自らの責任で、第三者に知られないよう管理するものとします。

第6条（問い合わせ窓口）

- 1 次のサービス等の内容、記録情報の有効期限、本カード紛失・故障時の記録情報の取り扱い等については、内容に応じて、次の各社までお問い合わせ下さい。なお、次の各社は、提携サービス等、他社が提供する内容についてのご案内をすることがございます。

(1) 本カード自体に関する内容	カード発行者
(2) 本サービスに関する内容	当社コールセンター
(3) 各加盟店のポイント付与基準、対象取引に関する内容	各加盟店
(4) WAON に関する内容	イオンリテール
(5) その他の提携サービスに関する内容	提携サービス提供者
- 2 当社コールセンターの連絡先は、本サービスに関する Web サイト([http:// maltto. jp](http://maltto.jp))等に掲載します。

第7条（本カードに関する料金）

- 1 本カードの発行を受けるために必要な費用等の条件は、各関連事業者が定めます。
- 2 提携サービスの利用料金が必要な場合、利用料金の金額、支払条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

第8条（利用期間）

- 1 カード発行者は、本カードに関連するサービス及び機能の全部または一部の提供を中止する場合があります。
- 2 当社は、前項の場合、または、技術的、経済的、その他の重大な支障が生じた場合、本サービスの全部または一部の提供を中止する場合があります。
- 3 ポイントの有効期限は、各本カードについて、最後に、ポイントを第3条第1項に基づき付与された日、または、第3条第3項に基づき利用した日から180日間です。

第9条（本規約の変更・通知）

- 1 当社は、30日以上前に利用者に通知することにより、本規約を変更できます。ただし、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがあります。
- 2 本規約に関する通知は、書面、電子メールまたは当社の Web サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、関連事業者を通じて行われる場合があります。

第10条（本サービスの利用中止）

- 1 利用者は、前条第1項の変更に變更に異議がある場合、または、その他の事由により、本サービスの

利用を中止することができます。

- 2 利用者が本規約に違反した場合、当社は本サービスの提供を中止することがあります。
- 3 前2項の場合においても、利用者に関連事業者との契約関係は、当然には解除されず、各々の契約の条件に従って、残存または終了します。当社は、前2項または第8条第2項により、利用者が本サービスを利用できなくなったことに起因する損害については、責任を負いません。

第11条（個人情報）

- 1 当社は、利用者から個人情報を取得した場合、または、第3項に基づき個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従って、厳重に管理します。
- 2 当社は、利用者の個人情報を下記の目的に限り利用します。
 - (1) 利用者の本サービスの利用記録に基づく統計情報の作成・提供。
 - (2) 本カード及び本サービスに関連する事業の運営。
 - (3) 当社から利用者に対する下記の通知
 - ① 本カード及び本サービスの仕様変更、利用条件の変更、その他関連する事項
 - ② 当社または関連事業者のサービス・商品、イベント等に関する案内
- 3 当社及び関連事業者は、利用者から取得した個人情報を他の関連事業者に提供することがあります。
- 4 当社は、本サービスに関する運営業務を委託する第三者に対し、利用者の個人情報を提供することがあります。その場合、当社は当該第三者に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。
- 5 当社は、第2項(1)に定める統計情報を第三者に提供する場合、利用者が特定できる情報を削除し、個人情報でない形式に加工した情報を使用します。

第12条（知的財産権）

- 1 本カードに関する知的財産権は、カード発行者またはカード発行者が指定する第三者に帰属します。
- 2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。
- 3 前2項に定める他、本サービスに関する知的財産権は当社または当社が指定する第三者に、帰属します。

第13条（禁止事項等）

- 1 利用者は、本カードの保管、利用にあたり、本カードが変形、破損等しないように取扱い、また、カード発行者指定の方法以外で本カードを磁気に近付けないものとします。
- 2 利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社、関連事業者または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
 - (2) 本カードの分解、解析、記録情報の改ざん等不正な目的・手段での使用
 - (3) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
 - (4) ポイントの第三者への譲渡、貸与
 - (5) 法令または公序良俗に反する行為
 - (6) 本サービスに関連する事業の運営に支障をきたす行為

第14条（ポイントの引継）

- 1 カード発行者が本カードを交換する場合、原則として、ポイントは引き継がれません。
- 2 利用者が本カードの不具合等により新たな本カードの交付を受け、不具合等が生じたカードとともに、

当社コールセンターに提出した場合、従前のポイントを引き継ぐことができます。ただし、その費用は、利用者が負担するものとします。

- 3 前項に基づき、引き継ぐことができる情報は、その時点で、当社が保存している記録情報に限るものとします。また、第 1 項の場合、または、本カードの損傷等により、記録情報を引き継げない場合、当社は、利用者が保有していたポイントを利用できないことについて、責任を負いません。

第15条（当社の責任）

- 1 当社は、本サービスに関し、当社の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。
- 2 当社は、記録情報の正確性・真正性については保証しません。第 8 条第 2 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項に基づく利用中止の場合を含め、当社は、記録情報の経済的価値については、責任を負わないものとし、ポイント以外の記録情報の取り扱いについては、利用者と関連事業者との契約によるものとします。
- 3 当社は、本カードの盗難・紛失、第 5 条第 2 項の ID・パスワードの盗用、その他利用者または第三者の故意または過失による損害、不可抗力による損害、逸失利益その他の特別損害については、責任を負いません。
- 4 提携サービスについては提携サービス提供者、対象取引については加盟店の責任において提供されるものとし、当社は、責任を負いません。

第16条（合意管轄）

本規約に関する訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 28 年 1 月 16 日

フェリカポットマーケティング株式会社